

令和2年度

労働・雇用に関する事業

浜松市産業部 産業総務課

令和2年7月30日

労働・雇用に関する事業

I 労働教育協議会開催事業

II 雇用促進事業

III 労働・雇用相談事業

IV 勤労者福利厚生事業

V 勤労福祉施設運営事業

VI 労働・雇用運営経費

I 労働教育協議会開催事業

- ・ 労働教育及び労働福祉行政を推進するため、関係機関と緊密な連絡調整をとり、広く企業、勤労者の実情を調査研究及び審議し、市長の諮問に応じ答申、建議するため設置した附属機関を運営する。



Ⅱ 雇用促進事業

1. 就労支援事業
2. 産業人材獲得事業
3. 高齢者就労環境整備事業
4. 家内労働促進事業
5. 障害者雇用促進事業
6. 職業訓練支援事業
7. ジョブサポートセンター事業

1. 就労支援事業

(1) 若年者就労支援事業

(2) 地域若者サポートステーションはままつ事業

(3) 就職面接会開催事業

(4) 就職氷河期世代支援事業

(1) 若年者就労支援事業

- ① 高校生就業体験推進事業**
- ② 高校生職場見学実施事業**
- ③ 高校生就職支援セミナー**

① 高校生就業体験推進事業

- 高校生の的確な職業選択の機会として、高校生が希望する職場での就業体験を促進するため、就業体験を受け入れた企業に対し、事業実施に伴う人件費(労務・総務関係担当)の負担を軽減する奨励金を交付する。



② 高校生職場見学実施事業

- 高校生の職業意識の形成を支援するため、企業見学を行い、職業や産業に対する理解を深める。

※ハローワーク浜松との共催



③ 高校生就職支援セミナー

- ・ 職業意識の形成や就職にあたっての心構えやマナーなどのセミナーを、希望する高校に出向いて開催する。



(2) 地域若者サポートステーションはままつ事業

- ・ ニート等の若者(15歳～49歳)の職業的自立のため、心理カウンセリングやソーシャル・スキル・トレーニング等を行い、ニート等の若者の就業等を支援する。

※基礎事業は国の事業



実施場所: ウィスティリアE-one



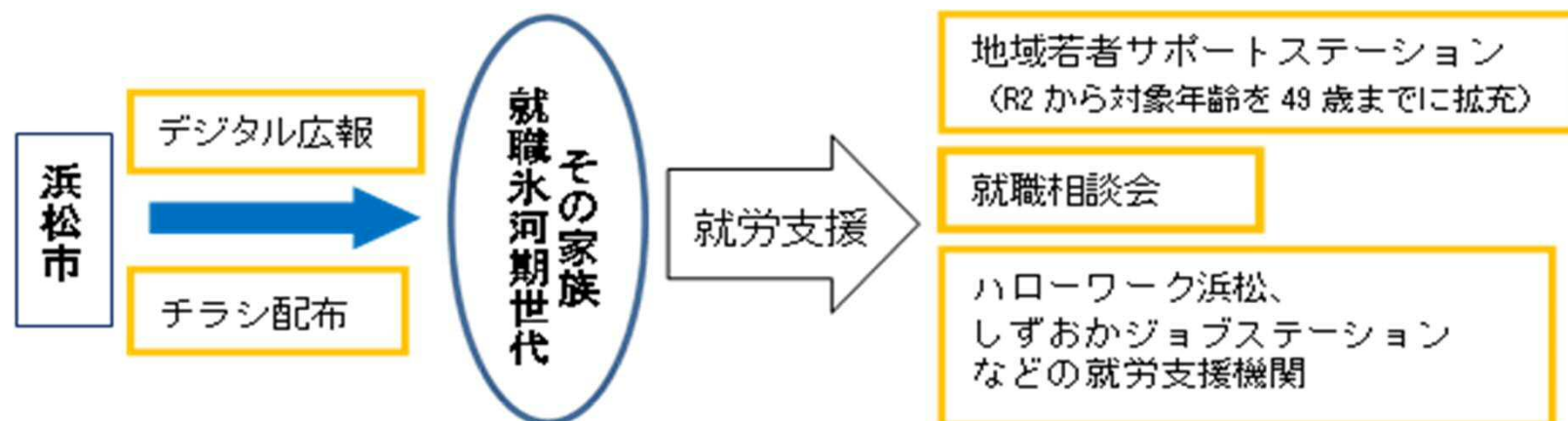
(3) 就職面接会開催事業

- ・ ハローワーク浜松との共同により、概ね45歳未満の若年者を対象として「就職面接会（若年者就職フェア）」を実施し、若年者の就労支援並びに企業における雇用の確保を図る。



(4) 就職氷河期世代支援事業

- (1) 就職氷河期世代就職相談会 年2回
- (2) サポステはままつ事業拡充 職員配置増員
(臨床心理士等の専門職員2人)
- (3) 就職氷河期世代支援プログラムの広報 SNSによる広報、チラシの配布



2. 産業人財獲得事業

浜松地域の次代の産業の担い手や労働力を確保するため、市内はもとより大都市圏で浜松市内企業へのUIJターン就職を支援するための事業を実施する。

(1) UIJターン就職支援事業

① 新卒者向けUIJターン就職支援事業

大学内セミナー(中京圏)

業界・企業研究フェア(首都圏・中京圏等)

インターンシップコーディネート事業

② マッチングアドバイザー派遣事業

首都圏等にアドバイザーを派遣し市内就職を個別支援

浜松地域周辺大学(中京圏を含む)との情報交換会

③ 若年層向けUターン就職対策事業

マイナビ“進学フェスタ”と共催し高校生のUターン就職促進

静岡新聞社“Futureしずおか”と共催し高校生のUターン就職促進



④「浜松就職・転職ナビ JOBはま！」保守運用事業

JOBはま！の利用料、周知にかかる広告料、システム改修等委託料

⑤大学生等の市内企業見学バスツアー

静岡大学との連携事業

夏季に文系、冬季に文系学生向け

浜松就職・転職ナビ

JOBはま!

⑥【新規】働き方改革等推進事業

ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認定

ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣

企業向け働き方改革セミナー開催



⑦【新規】外国人の雇用・就労に関する相談事業

外国人の受け入れに関する事業所への相談事業

外国人市民の就労相談及び労働相談



pixta.jp - 10558464

(2) 女性就労支援事業

就労意欲の向上やスキル向上などの就労支援セミナーや個別相談を実施。

3. 高齢者就労環境整備事業

- 希望する全ての高齢者が70歳になっても働くことができる就労環境を整え、地域産業の担い手として高齢者の技能や知識を活かし活躍できる都市を目指す。

- ① 高齢者活躍宣言事業所の認定
- ② 企業向け高齢者雇用促進セミナー
- ③ 企業と高齢者の就職マッチングフェア



4. 家内労働促進事業

- 内職を希望する者に対し、内職の相談や斡旋業務を実施するため、家内労働福祉センター事業を実施する。



浜松家内労働福祉センター



5. 障害者雇用促進事業

- 障がい者の個々の能力と希望に応じた就労を実現するため、本人や家族、事業主からの就労に関する総合的な相談と、就職後における職場定着に必要な支援を行う。



浜松市障害者就労支援センターふらっと



6. 職業訓練支援事業

- ・ 建築や造園などの高度な技能・技術を習得する職業訓練を実施し、地域の人材育成及び技術の継承を行う職業訓練校(3校)に助成する。



7. ジョブサポートセンター事業

- 市が実施する生活支援と、ハローワークが実施する職業相談、職業紹介等を一体的に実施し、障がい者や生活保護受給者へ、相談から就職まで一貫したサービスを提供し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を実施する。



Ⅲ 労働・雇用相談事業

- ・ 解雇、賃金未払い、労働時間、労働契約など様々な労働に関するトラブルを調整するための総合的な労働相談を設置し、解雇や賃金未払いなどの労働に関する悩みを抱える人の相談を受け、課題解決に助力する。

相談日：日曜日 正午～午後5時
相談方法：電話（フリーコール）



【臨時】雇用調整助成金等の無料電話相談

令和2年5月3日～令和2年9月30日 土曜日を除く

午前9時～午後4時

相談方法：電話（フリーコール）

IV 勤勞者福利厚生事業

- 1. 勤勞者生活資金貸付事業**
- 2. 勤勞者共濟事業費助成事業(補助金)**
- 3. 勤勞者福祉推進事業**
- 4. 勤勞者住宅建設資金等償還利子助成事業(補助金)**

1. 勤労者生活資金貸付事業

- ・ 浜松市内に居住し、勤め先及び労働組合に生活資金の融資制度が無い勤労者に対し、静岡県労働金庫と連携し、くらしの中で必要となる生活資金の貸付けを行い、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図る。

浜松市の「暮らしと教育のローン」
 (固定金利)
 年利 1.60% (平成25年4月1日開始)

〇ご利用いただける方
 ・浜松市内に居住する別荘組合の無いご家庭にお住の方で、返済開始日より、お借入れに生活資金の活用が認められる方
 ・結婚したご家族が既述している方
 ・新築・自動車購入・医療費・冠婚葬祭等のご購入 総額20万円以内
 ・葬儀
 ・生活資金 (ボーナス払いも併用可) 保証種類の保証書ご利用いただけます
 例) 毎月返済額が返済総額より高くなる場合は、保証料 月1.00%を返済額と合わせてお支払いいただきます
 平成25年4月1日～平成26年3月31日まで

〇返済期間
 借入額に応じた返済期間が設定されています。
 ※返済額が完了するまで、借入残高がゼロになります。
 ※返済額によりお借入れの残高に差益も発生いたします。

【金利別返済額・返済期間表】
 〇借入総額 (保証別表参照)

借入総額	返済期間 (月)				返済総額 (円)			
	36	48	60	72	36	48	60	72
100,000	10,000	11,000	12,000	13,000	360,000	372,000	384,000	396,000
200,000	20,000	22,000	24,000	26,000	720,000	744,000	768,000	792,000
300,000	30,000	33,000	36,000	39,000	1,080,000	1,116,000	1,152,000	1,188,000
400,000	40,000	44,000	48,000	52,000	1,440,000	1,488,000	1,536,000	1,584,000

〇お問い合わせ先
 〇お申し込み先
 〇お申し込み先
 〇お申し込み先



2. 勤労者共済事業費助成事業

- 市内の中小企業勤労者の福利厚生充実と、豊かな暮らしを実現し、もって中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与することを目的として、公益財団法人浜松市勤労福祉協会が行う勤労者共済事業の一部を助成する。



勤労会館



勤労者共済会(わ~くん浜松)

3. 勤労者福祉推進事業

- 勤労者の福祉の向上を図るため、浜松市労働者福祉協議会と市が共催して行う、浜松労福協まつり及び労働者福祉講演会の経費の一部を負担する。



4. 勤労者住宅建設資金等償還利子助成事業

- 勤労者の生活水準の向上と持家(定住)の促進を図るため、浜松市内に自ら居住する住宅を取得する勤労者で、静岡県労働金庫から住宅建設資金を借り受けた人を対象に利子補助金を交付する。



V 勤労福祉施設運営事業

- 勤労者や勤労団体の文化・知識・教養の普及の場として、また、健康の増進・福祉の向上を目的として勤労福祉施設の管理運営を行う。

また、勤労福祉施設の適正かつ計画的な維持保全を図るため、修繕及び整備工事を実施し、安全で安心、快適に利用できる施設環境を確保し市民サービスの向上を図る。



勤労福祉施設運営事業

1. 勤労青少年ホーム運営事業(指定管理)
2. 勤労会館運営事業(指定管理)
3. 浜北地域活動・研修センター運営事業(直営)
4. 勤労者福祉施設整備事業

VI 労働・雇用運営経費

- ・ 労働行政や雇用促進に関する雇用・労政担当課の運営業務を円滑に推進する。